

# 令和6年度 上地小学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

## 2 いじめ防止対策組織

「いじめ対策委員会」「長期欠席対策委員会」「虐待対策委員会」を設置。いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。校長、教頭、教務主任、校務主任、校務補佐、学年主任、生活指導主任、特別支援主任、コーディネーター、養護教諭等で構成し、必要に応じてスクールカウンセラー等を加える。

### (1) 「いじめ防止対策組織」の役割

#### ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

#### イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

#### ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- ・PTA総会にて「上地小学校いじめ防止基本方針」を配付。校長による説明を通して、保護者への周知を図る。

#### エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

#### オ いじめ等問題における指導体制

- ・いじめにおける指導を生活指導と一体化してとらえ、全職員で共通理解を図り進めていく。

- ・定期的に「いじめ対策委員会」「長期欠席対策委員会」「虐待対策委員会」を開くとともに必要に応じて委員会を開き、速やかに適切な指導ができるよう、共通理解を図っていく場とする。
- ・組織・委員会は、次のように構成する。  
校長、教頭、教務、校務、校務補佐、保健主事、生活指導主任、特別支援主任、長期欠席対策委員、日本語教育担当、養護教諭、学年主任、該当担任

## カ 配慮すべき事項

- ・日常の児童の活動の様子を把握し、早期発見、早期対応に努める。
- ・学習の理解度、家庭生活の実態等を常に把握し、保護者への支援や適切な指導を進める。
- ・必要に応じて専門機関を紹介し、相談をしたり、指導を受けたりするよう家庭に理解を求め、適切な対応に努める。
- ・いじめ対策個票を作成し、指導の経緯を記録に留めておく。
- ・個人の秘密の保持に努める。
- ・いじめ問題の把握のために、年に6回全校の児童にアンケート（家庭で3回・学校で3回）を取って実態把握をし、その結果に基づき、個別及び全体指導を行う。
- ・学校裏サイトやネットいじめの発生を防ぐために、情報モラルについて学級や学年で指導する。また、保護者への啓発に努める。
- ・スクールカウンセラーの活用を通して、該当児童の心の内面への働きかけを効果的に行う。

## 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

### (1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

### (2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケートや教育相談を定期的実施（年6回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

### (3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・長期欠席対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ いじめを起こした集団への指導を行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ スマートフォンやSNS等のネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

#### 4 重大事態への対応

(1) 「いじめ」によることが疑われる長期欠席に関しては重大事態としての対応になる。児童が欠席し始めた当初から適切に子供や家庭とかかわりを持ち、早期に学校に復帰できるように、初期段階の見立てを示す。

##### ①欠席1日目

学級担任による欠席理由の把握

電話訪問を中心に行い、場合によっては家庭訪問を実施する。

##### ②連続欠席が3日以上（遅刻早退も加味して）

担任・養護教諭が確認し、管理職などへ状況報告をする。

サポートチームを結成して支援に努める。

状況に応じて、周囲の児童や保護者、教職員などにも聴取するなどして、長期欠席の原因や背景の把握に努める。今後の対応方法を検討し、児童や保護者となつながらのある教職員を中心に引き続き家庭訪問を実施する。

##### ③個々の子供の置かれた状況判断と個別支援

長期欠席の原因や背景となった要因を検証し、解消に努める。

いじめが背景にある欠席が2日以上になった場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「いじめ問題等における校内緊急対応体制」に基づいて対応する。

(2) 定期的に「いじめ・長期欠席対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(3) 調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

(4) いじめにより児童が相応の期間（年間30日以上）学校を欠席することを余儀なくされているという疑いが認められたとき、また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものし、次のような対処をする。

##### ①県知事などへの発生報告

教育委員会を通じて、愛知県知事に事態発生を以下のような項目で報告する。

- ・被害児童氏名学年性別・欠席期間、その他の児童の状況
- ・児童、保護者からの重大事態である旨がある場合はその訴えの内容

##### ②調査組織の設置

教育委員会が、設置組織や設置組織の構成者を決定する。この際、専門知識及び経験を有する学校外の専門家の参加に努める。

##### ③調査の実施

聞き取りによる調査を実施し、聴取の対象者は、当該児童、保護者、教職員（学級・学年・部活動関係など）が想定される。聴取内容は、いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、背景事象や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校職員のこれまでの指導経過などである。

##### ④聴取内容の記載と今後の支援対策の検討

重大事態の発生から、できる限り早急に、聴取した内容を書面にまとめる。（長期欠席の児童への聴取を申し入れたが実施できなかった場合は、その旨を記載する）調

査期間中に当該児童が学校に復帰した場合も、その時点で聴取内容をまとめる。また、聴取した内容を踏まえて、当該児童が学校に復帰できるように家庭と連携して、今後の支援方策を検討する。

⑤当該児童・保護者への情報の適切な提供

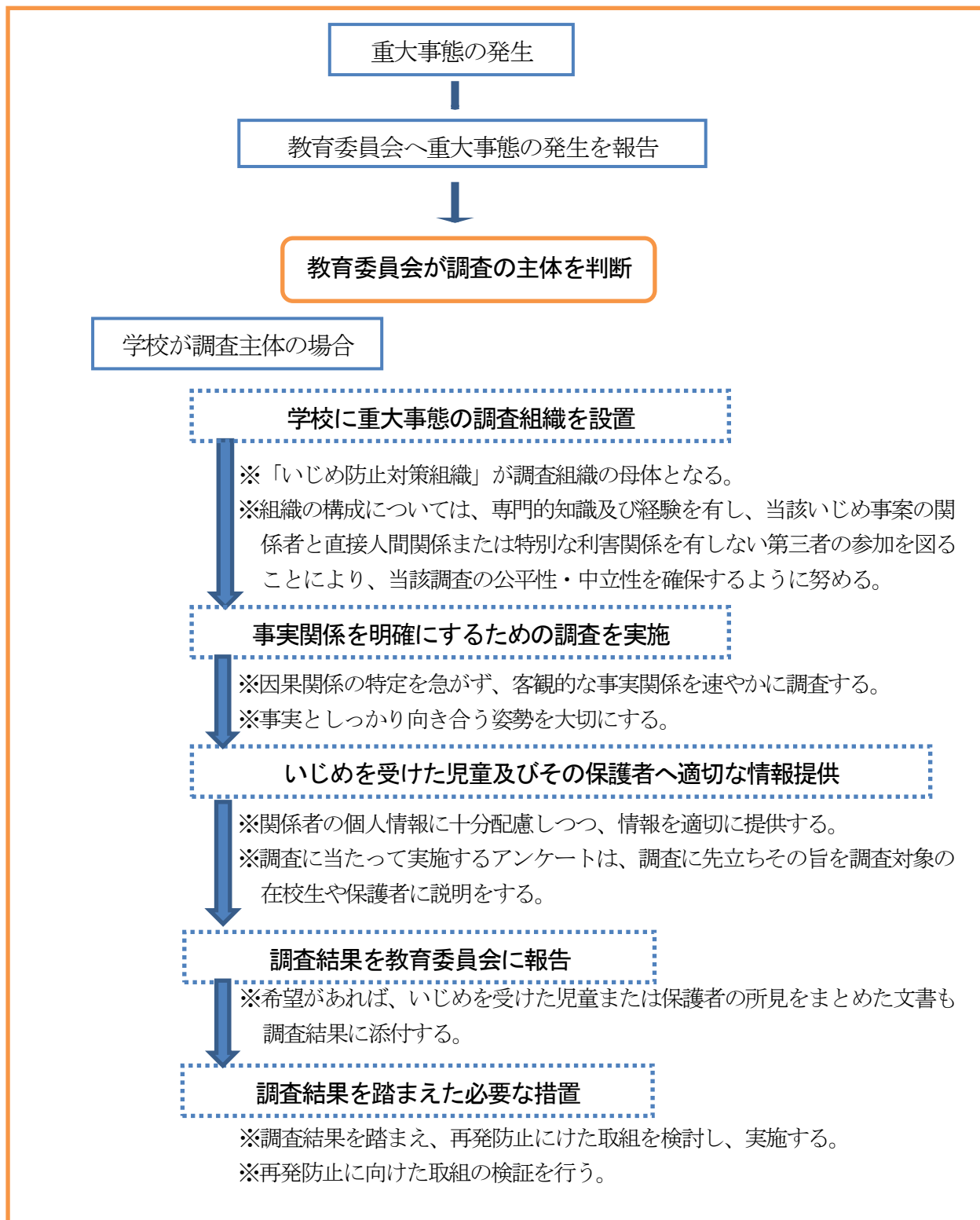
聴取結果（及び今後の支援方策）について、該当児童および保護者に説明する。また、希望する場合はいじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書を、聴取結果報告に添えることができる旨を説明する。

⑥聴取結果などを県知事などに報告

(5) いじめ問題等における校内緊急対応体制

校長	事態への明確な対応方針、校内指揮、教育委員会への報告
教頭	関係機関、PTA、マスコミなどの対外折衝
「いじめ対策委員会」 「長期欠席対策委員会」 「虐待対策委員会」	運営委員、いじめ対策委員、長期欠席対策委員、虐待対策委員、該当担任、SCで担当。情報を収集・管理し、対応策を決定。教職員の指揮に当たる。場合によっては利害関係の生じない専門知識を有する第三者の参加を図る。
生活指導主任、学年主任、いじめ各担当、長期欠席各担当	教職員に対し助言をする。連絡の窓口になり、管理職と連絡を密にし、その指示の下、対外折衝や広報対応を行う。
事実把握対応担当 (担任・学年主任)	事実関係を把握し、管理職に報告する。関係する子供の家庭と連絡を取り、事態によっては保護者と会い、説明する。
子供対応担当 (生活指導主任、養護教諭、いじめ各担当、長期欠席各担当)	子供たちの動揺を防ぐために、状況を的確に把握し、学年集会並びに全校集会の開催などを企画する。
保護者対応(教頭、生活指導主任、学年主任)	在校生の保護者に事実関係を説明するため、適切な規模の保護者集会を企画し、PTAとも適宜連携を図る。
養護教諭、保健主事	子供の心の動揺を受け止め、メンタルケアをする。担任教員やスクールカウンセラーなどと連携する。
スクールカウンセラー、学校医など	関係する子供へのカウンセリングを実施する。問題行動への対応策、連携すべき関係機関などについて、教職員や保護者に専門的な助言を行う。

## 【重大事態の対応フロー図】



## 5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、学期ごとにPDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・長期欠席対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

## 6 昨年度明らかになった課題を解消するための具体策

- (1) 心無い言葉がけからいじめへ発展したケースが見られたことを踏まえ、定期的にソーシャルスキルトレーニングの「上地っ子タイム」を設定し、円滑な人間関係を構築する言葉がけができるように支援する。また、特別の教科 道徳の授業の充実や子供に寄り添った指導を展開し、保護者からの信頼を得て、保護者と同じ方向を向きながら子供の成長を支えていく。
- (2) 毎週水曜日の「エンジョイタイム」を継続し、子供が活躍できる場を大切にしてい。学級や学年あるいは全校で企画した活動等を通して、子供同士の関わりを深め、よりよい人間関係の構築に努めたり、社会性を育んだりする。また、「やればできる」と自信をもたせたり、仲間と共に成し遂げた充実感や感動を味わわせたりすることで、子供の「自己有用感」を高める。
- (3) 縦割り活動「上地っ子スマイルタイム」を継続する。全校児童を異学年からなるチームに分け、新設した上スマ委員会の企画するレクリエーションを行ったり、チームごとの交流時間にしたりする。活動時間は（2）の「エンジョイタイム」を利用する。異学年間の絆を深めて全校がチーム上地として結束を促し、5・6年生が下学年の手本となる活躍の場となり、自己有用感の向上を目指す。また、活躍する5・6年生の姿が下学年の目指すべき姿となり、よりよい循環を生み出す。

## 7 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (3) 毎朝、「絆を深めようあいさつ運動」として、代表委員会児童や教職員が門に立ち、あいさつを促す。気持ちのよいあいさつができた児童は、「上地っ子おはーず」としてお昼の放送で紹介し、あいさつをする機運をより高める。これにより、あいさつが溢れる学校づくりを目指し、子供たちの心の育成（いじめ防止）に努める。
- (4) WEBQUの結果を基に、各学級で個別に声をかけたり、個人面談をしたりして、いじめの早期発見、対応に努める。

### <年間計画>

	PD CA	「いじめ・長期欠席対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4 月	P	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○相談室やSCの児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導 (心と体の成長)	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定 ○「生活アンケート」① ※学校で実施	○学校ホームページに「学校いじめ基本方針」を掲載。PTA総会にて文書を配付。 ○学校評議員への学校行事・授業の公開

5月	D	○現職研修① 「児童理解と学級づくり」	○ソーシャルスキルトレーニング「上地っ子タイム」の実施(月1回) ○エンジョイタイムの実施(毎週水曜日) ○「運動会」 (異年齢集団活動)		○学校評議員への学校行事・授業の公開
6月	A		○学校保健委員会 (相手の気持ちを考え、自分の気持ちを上手に伝える)	○「生活アンケート」② ※ <u>家庭</u> で実施	○公開授業・公開部活動 ○学校関係者評価委員会での評価 ○教育講演会
	P	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施 →検証			○個人懇談会 ○保護者への学校評価アンケート
7月					
8月	D	○中間評価→検証			
9月	C		○情報モラル教室	○身体測定 ○「生活アンケート」③ ※ <u>学校</u> で実施	
	A	○現職研修② (ケーススタディ)	○福祉実践教室 ○情報モラル指導		○学校評議員への学校行事・授業の公開
10月	P				
11月	D			○「生活アンケート」④ ※ <u>家庭</u> で実施	○学校関係者評価委員会での評価 ○保護者の授業感想の収集
	C	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○人権週間 (標語づくり) ○赤い羽根募金活動		○個人懇談会 ○保護者への学校アンケートの実施、教育活動診断
12月	A		○保健指導 (命の大切さ)	○身体測定 ○「生活アンケート」⑤ ※ <u>学校</u> で実施	
1月	C	○自己評価		○「生活アンケート」⑥ ※ <u>家庭</u> で実施	○学校関係者評価委員会での評価
2月	A	○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し			○学校評議員への学校行事・授業の公開 ○学校教育活動診断アンケートの結果分析公表
3月	P				
次年度へ		○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実、分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談	○あいさつ運動
通年					

